コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE　　Kyokuto Co., Ltd.

最終更新日：2015年5月28日
株式会社きょくとう
代表取締役社長　牧平年廣
問合せ先：(092)503−0050
証券コード：2300
http://www.cl−kyokuto.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考えは、法令遵守を基本とし、企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけております。
(2)当社は、監査役制度採用会社の経営体制を基本とし、取締役会の機動性を重要視して取締役9名（うち社外取締役1名）及び執行役員2名を配し、それぞれの所管業務に携わり、業務の執行状況を監督しております。併せて、内部監査室を設置し、定期的に監査を実施しております。
(3)取締役会は、取締役規程に基づき、月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令・定款に定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を逐次監督しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
牧平年廣	1,524,600	27.46
きょくとう社員持株会	355,730	6.41
平賀秀夫合同会社	280,000	5.04
株式会社西日本シティ銀行	250,000	4.50
株式会社親和銀行	220,000	3.96
株式会社佐賀銀行	140,000	2.52
牧平京子	132,000	2.38
ロイヤルネットワーク株式会社	100,000	1.80
冨沢広之	89,800	1.62
株式会社ツー・エム化成	71,000	1.28

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	2 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本　眞次	他の会社の出身者								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h　上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本　眞次		当社と営業取引のある株式会社アソポリの代表取締役社長、株式会社阿蘇ポリの専務取締役を務めております。	経営者としての豊富な経験と広い見識及びクリーニング業界における幅広い情報により、当社の経営に対する助言並びにコーポレートガバナンスの強化のためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会は、内部監査室と内部監査計画及び方法等について定期的に協議を行い、内部監査の結果や指摘事項等について情報交換を行い連携を図っております。また、監査役会は、必要に応じて会計監査人と会合を開催し、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
岡村　次男	他の会社の出身者													○
神尾　榮一	公認会計士													○
中嶋　久夫	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　　上場会社の親会社の監査役
e　　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡村　次男		当社のメイン銀行である西日本シティ銀行の出身であります。	銀行の支店長及び審査部に勤務した経験を持ち、企業の透明性や内部牽制制度の確立のため、専門的かつ公正な立場から監視機能の充実を図るためであります。
神尾　榮一		税務顧問契約を締結しております。	公認会計士としての豊富な経験と見識から、企 業の透明性や内部牽制制度の確立のため、専 門的かつ公正な立場から監視機能の充実を図るためであります。
中嶋　久夫	○	平成23年５月から当社監査役に就任しております。	税理士としての豊富な経験と見識から、企業の 透明性や内部牽制制度の確立のため、専門的 かつ公正な立場から監視機能の充実を図るためであります。また、東京証券取引所の規定する独立性の基準及び開示加重要件に該当せず、独立役員として適任であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

現状の規模や財務体質の中では、将来的な検討課題としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示
取締役　　人員9名　支給額119,784千円。
社外役員 人員4名　支給額 11,525千円。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

専従のスタッフは配置していませんが、適時、取締役及び監査役の要請に基づいて、総務部が対応します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

（1）取締役会は、原則毎月1回開催し、重要な項目について意思決定を行います。その意思決定に基づき各部門長が出席する経営会議において具体的な業務遂行の協議を行い、その決定により業務を展開しております。
（2）執行役員制度を導入し、業務の意思決定機能と業務執行機能を分離し、両機能の迅速化と実行力の向上を図っております。
（3）監査役は、取締役会の他経営会議等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、関係資料や文書を閲覧します。また、必要に応じて取締役及び使用人に追加説明を求めることができることとしております。
（4）監査役会は、必要に応じて弁護士、会計監査人等の専門家と会合し、意見交換を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、法令の遵守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、変動する社会、経済環境に対応した迅速な経営意思の決定と経営の健全性の向上を図るため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	基本的には、集中日をできるだけ避けて、社内の事務手続きの状況に応じ、独自に設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年間4回の開催を計画し、開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告書、有価証券報告書、臨時報告書、個人投資家向け説明会資料（音声と映像）、株主総会招集通知、電子公告を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部が対応しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	年間2回、事業報告書（株主通信）を配布しております。 また、主要店舗にモニターテレビを設置し、随時、最新の情報を提供しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
⑴経営理念である「融和」「変革」「貢献」に基づいた「行動規範」を制定し、全取締役及び全使用人の企業活動の指針とし、法令遵守と社会倫理の遵守を徹底する。
⑵代表取締役は、コンプライアンスの取り組みを統括管理する責任者を任命し、全社を横断的に統括する。
⑶内部監査室は、コンプライアンス状況の監査を定期的に実施し、取締役会に報告する。
⑷取締役及び使用人は、法令、定款、組織規程、職務分掌規程等社内規程に基づいた業務を執行する。
⑸取締役会は、原則毎月1回開催し、各部門の責任者は職務執行の状況を報告する。
⑹内部監査室は、内部監査規程に従い内部監査計画を作成し、定期的に監査を実施する、内部監査の結果は、社長及び監査役に報告する。
⑺当社は反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、不当請求や取引関係等一切の関係を持たない社内体制を構築する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
⑴取締役の職務の執行に係わる文書は、文書管理規程に定める保存期間、保存場所に基づいて関連資料とともに適切に保存管理する。
⑵取締役の意思決定に係わる文書は、取締役会規程に定める付議基準に基づき、議事録を作成し、保存期間に基づき保存管理する。
⑶取締役及び監査役から閲覧の要請があった場合は、速やかに閲覧が可能な場所、方法を文書管理規程に定める。
3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
⑴代表取締役は、リスク管理に関する総括責任者を任命し、「経理規程」「安全衛生管理規程」「リスク管理規程」を制定する。
⑵組織の全社的なリスク管理対応は総務部が「リスク管理規程」に基づいて行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は、担当部門が行う。
⑶内部監査室は、各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。
⑷不測の事態が発生した場合は、社長を長とする対策本部を設置し、危機が及ぼす損害や影響を最小限に抑える体制を整える。
4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
⑴取締役会は原則毎月1回開催し、重要な項目について意思決定を行う。その意思決定に基づき各部門長が出席する経営会議において具体的な業務遂行の協議を行い、その決定により業務を展開する。
⑵組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、責任者及びその執行手続きについて定め、これを周知徹底することで、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
⑶執行役員制度を導入し、業務の意思決定機能と業務執行機能を分離し、両機能の迅速化と実行力の向上を図る。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
⑴監査役が必要とした場合、監査役の職務の補助をする使用人を置くものとする。
⑵監査の補助員は、監査役の指揮命令の下で職務を遂行し、他の業務との兼務は行わない。
6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
⑴監査役の職務を補助する使用人は、監査役以外の者からの指揮命令を受けないものとする。
⑵監査役の職務を補助する使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分等については、監査役会の承認を受けるものとする。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
⑴監査役は取締役会の他、経営会議、マネージャー会議等の重要会議に出席し、取締役及び使用人から職務の執行状況を聴取し、関係資料や文書を閲覧する。また、必要に応じて取締役及び使用人に追加説明を求めることができるものとする。
⑵取締役及び使用人は、監査役会に対して業績及び業績に重大な影響を及ぼす、または、及ぼす恐れのある事項が発生した場合は、直ちに報告するものとする。また、内部監査の実施状況は遅滞なく報告するものとする。
⑶重要な議事録、稟議書等は、その都度監査役に回覧する。また、監査役が必要と判断した時は、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
9. 監査役へ報告をしたものが、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査役への報告を行った役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底する。
10. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または、償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用、または、債務の処理に係わる方針に関する事項
⑴監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係わる費用、または、債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用、または、債務を処理する。
⑵監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。
11. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
⑴内部監査室は、監査役と内部監査計画及び方法等について定期的に協議を行い、内部監査の結果や指摘事項等について情報交換を行うなど連携を図る。
⑵代表取締役は、監査役と定期的に会合を持ち、意見交換を行う。
⑶監査役会は、必要に応じて弁護士、会計監査人等の専門家と会合を開催し、意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、不当要求や取引関係等一切の関係を持たない社内体制を構築しています。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、次の体制により、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って会社情報の適時開示を行っております。必要に応じて関連部門や会計監査人及び弁護士等と連携をとって対応しております。
1. 決定事実に関する情報
重要な決定事実について、毎月1回開催する定時取締役会にて審議して決議する他、適宜、臨時取締役会を開催し、迅速な決定を行っております。
2. 発生事実に関する情報
担当役職員からの報告により、経営会議及び取締役会にて審議し、決議しております。
3. 決算に関する情報
経理部が、決算月の翌月に会計報告をまとめ、監査役会及び会計監査人の監査を受けて取締役会において承認しております。

【模式図（参考資料）】

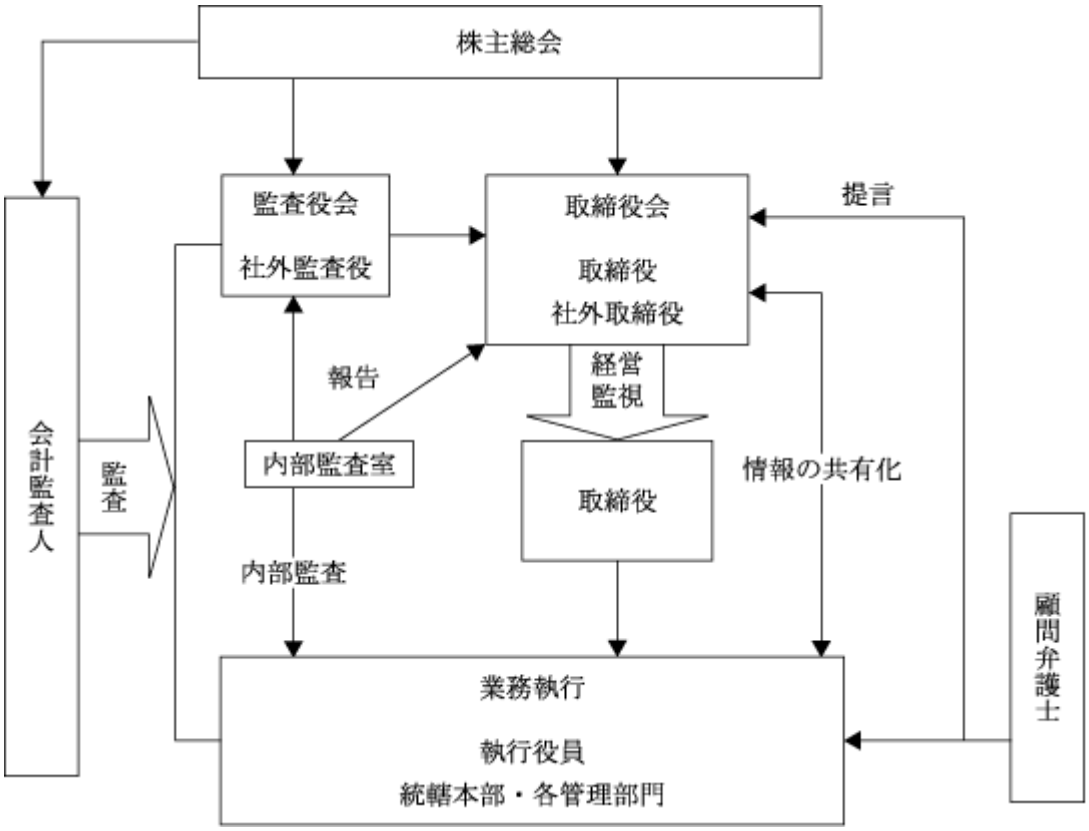
株主総会
監査役会
社外監査役
取締役会
取締役
社外取締役
提言
会計監査人
監査
報告
経営
監視
内部監査室
取締役
情報の共有化
内部監査
顧問弁護士
業務執行
執行役員
統轄本部・各管理部門

以上